



※令和7年5月23日以降、 開発許可申請の手数料が変わります!!



令和7年5月23日以降、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の規制区域が県内全域に指定されます。これに伴い、都市計画法第33条1項7号に基づき、盛土規制法の技術基準の審査が必要となり、**令和7年5月23日以降に申請する開発許可申請の手数料が変更になります**。また、令和7年5月23日時点で**開発許可申請中のものや、変更許可を受ける予定のもの**も注意が必要です。

○開発許可申請手数料(自己の居住用)			○開発許可申請手数料(自己の業務用)			○開発許可申請手数料(自己用外)		
規模 (㎡)	A現行手数料 (円/件)	改定手数料 (円/件)	規模 (㎡)	A現行手数料 (円/件)	改定手数料 (円/件)	規模 (㎡)	A現行手数料 (円/件)	改定手数料 (円/件)
~1,000	8,600	11,000	~1,000	13,000	15,000	~1,000	86,000	88,000
1,000~3,000	22,000	25,000	1,000~3,000	30,000	33,000	1,000~3,000	130,000	133,000
3,000~6,000	43,000	60,000	3,000~6,000	65,000	82,000	3,000~6,000	190,000	207,000
6,000~10,000	86,000	103,000	6,000~10,000	120,000	137,000	6,000~10,000	260,000	277,000
10,000~30,000	130,000	174,000	10,000~30,000	200,000	244,000	10,000~30,000	390,000	434,000
30,000~60,000	170,000	256,000	30,000~60,000	270,000	356,000	30,000~60,000	510,000	596,000
60,000~100,000	220,000	370,000	60,000~100,000	340,000	490,000	60,000~100,000	660,000	810,000
100,000~	300,000	515,000	100,000~	480,000	695,000	100,000~	870,000	1,085,000

(宮城県ホームページ 開発許可に係る申請の手数料について)

※令和7年4月1日以降、県庁許可に関する手続きについて、土木事務所から開発防災班への経路が不要になります!!

これまで、建築宅地課に提出する開発許可申請等の書類は土木事務所を経由することとしていましたが、**令和7年4月1日以降**は開発防災班への申請・届出は土木事務所を経由せず、**直接申請**してください。

対象となる手続きの例

- ・都市計画法第29条開発許可
- ・都市計画法第43条建築許可
- ・着手届
- ・工事完了公告前の建築承認等
- ・工事完了届

